

【国内初】『養育費保証 自治体モデル』の共同開発について

東京海上日動火災保険株式会社（取締役社長：城田 宏明、以下「当社」）は、ひとり親家庭の確実な養育費の受け取りを実現するため、株式会社イントラスト（以下「イントラスト」）と『養育費保証 自治体モデル』（以下、本モデル）を共同開発いたしました。当社は本モデルの展開を通じて、ひとり親家庭の確実な養育費の受け取りを実現し、未来世代へよりよい環境・社会を引き継ぐための取り組みを進めてまいります。

1. 背景

厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、日本における離婚したひとり親家庭（118万世帯）のうち、約7割（86万世帯）が養育費^{※1}を受け取っていない状況にあります。ひとり親家庭の確実な養育費の受け取りを実現するためには、離婚時に、強制執行認諾条項付き公正証書^{※2}（以下、公正証書）の作成や、養育費の支払人に支払余力がない場合の対応、養育費の不払いを発生させない仕組みの整備など、解決すべき多くの課題が残っています。

当社はひとり親家庭の支援のために、一部の自治体が行っている公正証書の作成費用の補助や、養育費保証契約を締結する際に必要となる費用の補助等の取り組みについて、後押しする方法を検討してまいりました。検討を進める中で、公正証書の作成を推奨すること、及び、受取人の精神的・経済的負担を軽減できる仕組みが必要と認識しました。

上記を踏まえ、養育費保証に豊富な実績のあるイントラストとの協業により、本モデルの開発にいたしました。本モデルでは、自治体とイントラストが保証契約を包括的に締結するため、該当自治体におけるほぼ全てのひとり親家庭が養育費を確実に受け取ることができます。当社は、保険の引き受けを通じて本モデルの安定した運営を支えるとともに、全国の自治体における本モデルの採用拡大を働きかけてまいります。

^{※1} 子どもが経済的・社会的に独立できるようになるまでに要する生活費、医療費、教育費等のお金。

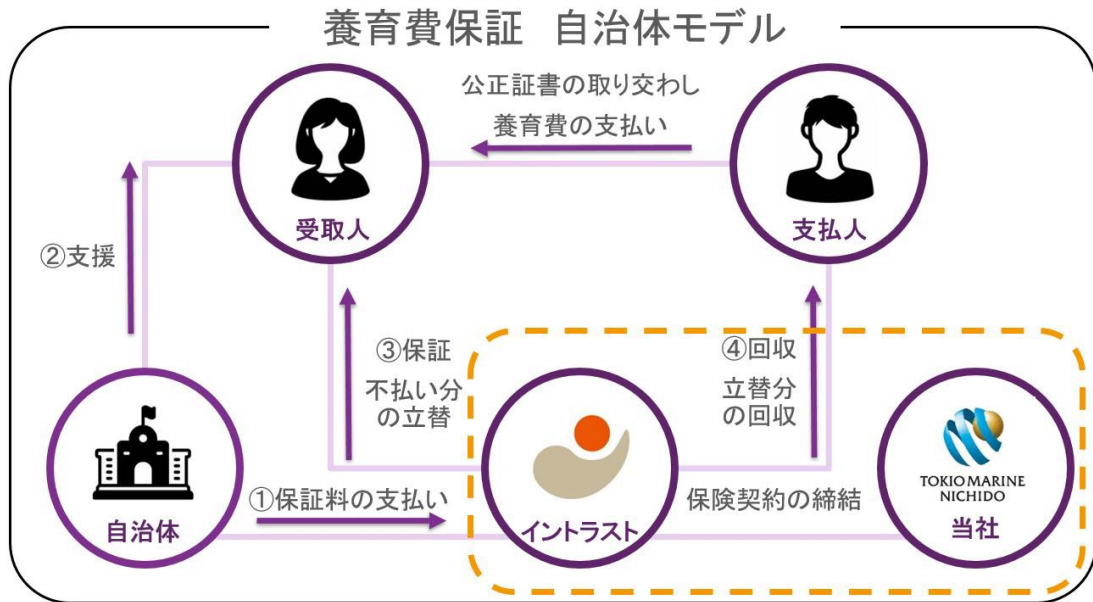
^{※2} 法律の専門家である公証人が、公証役場で、離婚時の養育費等に関して合意内容を確認して作成する文章が公正証書となります。強制執行認諾条項付き公正証書にしておくことで、後に養育費が支払われなくなり、差し押さえなどの強制執行が必要となったとき、訴訟などの手続を行わなくとも直ちに強制執行の手続をすることができます。

2. 「養育費保証 自治体モデル」の概要

（1）本モデルの概要

自治体は、公正証書を作成したひとり親に代わってイントラストと養育費保証の包括契約を締結し、保証料を負担のうえ（図①）、ひとり親に対して公正証書の作成支援などのサービスを提供します（図②）。イントラストは、公正証書を作成したひとり親の養育費の受け取りを包括で保証し、養育費の未払いが発生した場合には、イントラストがひとり親へ立替払いを行い（図③）、その後、養育費支払人へ養育費の催促・回収を行います（図④）。当社はイントラストが養育費を保証した結果、イントラスト

が被る損害の一定割合を保険金としてお支払いします。



(2) 本モデル導入による効果

公正証書の作成により、養育費の支払人の支払い義務は法的拘束力を持ち、かつ、養育費保証契約が自動付帯されることで、仮に養育費の支払い滞納が発生した場合でも、ひとり親家庭は確実に養育費を受け取ることが可能となります。なお、地方自治体と保証会社が養育費保証の契約を締結するため、ひとり親家庭は養育費保証を自ら締結する必要はなく、保証料等の費用負担もありません。

3. 今後について

2024 年子どもが安心して成長できるひとり親家庭の環境づくりに貢献するため、今後も本モデルの全国展開を目指してイントラストと連携し各地方自治体への提供を推進いたします。また、ひとり親家庭に対しても本モデルの周知を図る取り組みを行います。

当社は、今後も未来世代へよりよい環境・社会を引き継ぐために保険商品の開発・普及を通じた社会課題の解決に取り組んでまいります。

〈イントラストの概要〉

企業名	株式会社イントラスト
所在地	東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル 2F
代表者	桑原 豊
設立年月日	2006 年 3 月
事業内容	保証事業(家賃債務保証、医療費用保証、介護費用保証、養育費保証) ソリューション事業(C&O サービス、Doc-on サービス、保険デスクサービス)

以上